

苫小牧市子どもを虐待から守る条例をここに公布する。

令和2年12月18日

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市条例第28号

苫小牧市子どもを虐待から守る条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて基本理念を定め、市、保護者、市民等及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、子どもを虐待から守るための施策を総合的に推進し、もって子どもの権利利益が擁護され、安全が確保され、及び心身の健やかな成長が図られる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (3) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (4) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体及び市内の事務所又は事業所に勤務する者をいう。

- (5) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、民生委員、児童委員その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

第3条 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる著しい人権の侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめるおそれがあるため、何人もこれを行ってはならない。

2 子どもを虐待から守るに当たっては、虐待の予防及び早期発見並びに虐待への早期対応に努め、子どもの安全の確保を最優先とし、子どもの最善の利益を考慮しなければならない。

3 虐待のないまちづくりの推進により、全ての子どもの安全が確保され、及び心身の健やかな成長が図られる社会の実現を目指さなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの生命及び身体の安全の確保並びに権利利益の擁護のために、虐待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な支援等を行わなければならない。

2 市は、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2の規定に基づき市に設置される拠点をいう。第8条において同じ。）に子どもを虐待から守ることに関する専門的な知識及び技術を有する職員を配置し、当該知識及び技術の向上を目的とする研修を行う等必要な体制の整備に努めなければならない。

3 市は、子どもの権利利益の擁護、虐待に係る通告（法第6条第1項の規定による通告をいう。以下「通告」という。）の義務等について広報その他の必要な啓発活動に努めなければならない。

4 市は、虐待の予防及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方その他子どもを虐待から守るため必要な事項についての調査研究及び検証を行わなければならない。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、虐待を決して行ってはならない。

2 保護者は、子どものしつけに際して体罰その他子どもの利益に反する身体的又は精神的な苦痛を与える行為をしてはならず、子どもの心身の健やかな成長を図らなければならない。

3 保護者は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認及び確保に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する子どもを虐待から守るための施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

3 市民等は、地域における子育ての支援が子どもを虐待から守ることに重要な役割を果たすことを認識し、子ども及び子育て家庭を見守ることを通じて、子育てに係る家庭環境が地域社会から孤立することのないよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、基本理念にのっとり、市が実施する子どもを虐待から守るための施策に協力するとともに、相互に連携を図るよう努めるものとする。

2 関係機関等は、その職員に対し、子どもを虐待から守ることに関する専門的な知識及び技術の向上を目的とする研修を行う等虐待の予防及び早期発見に必要な体制の整備に努めるものとする。

3 関係機関等は、地域において子ども及び子育て家庭を見守ることができる環

境の整備に努めるものとする。

(虐待の予防及び早期発見)

第8条 市は、虐待を予防するため、市民等及び関係機関等と連携し、子育ての支援に関する施策の充実を図るとともに、個々の子ども又は保護者若しくは妊婦及びその家族の状況に応じて必要な支援を行うことができる体制の整備に努めなければならない。

2 市は、関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談の実施について、専門的な知識又は技術の提供その他の虐待の予防に必要な支援を行わなければならない。

3 市は、虐待を受けるおそれがあると認められる子どもについては、関係機関等と緊密な連携を図り、子ども家庭総合支援拠点等において虐待の予防に必要な支援等を行わなければならない。

4 市は、虐待の早期発見のため、関係機関等と連携し、虐待に係る相談又は通告を容易に行うことができる環境の整備に努めなければならない。

(通告に係る対応等)

第9条 市民等及び関係機関等は、通告の義務及び責任を有することを自覚し、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに市、児童相談所等に通告をしなければならない。

2 市は、通告を受けたときは、直ちに調査を行い、必要があると認めるときは、面会その他の当該子どもの安全の確認を行うための措置を講じなければならない。

3 市は、通告に係る子どもが虐待を受けているおそれがないと認めたときであっても、当該子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、良好な家庭環境で生活できるよう必要な支援を行わなければならない。

4 市は、通告をした者が特定されないよう必要な措置を講じなければならない。

(虐待を行った保護者に対する指導及び支援)

第10条 市は、児童相談所及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた子どもとの良好な関係の構築及び虐待の再発の防止に関し、必要な指導又は支援を行わなければならない。

2 保護者は、前項の指導又は支援を受けたときは、必要な改善等を行うものとする。

(虐待を受けた子どもの家庭への復帰及び自立に係る支援)

第11条 市は、児童相談所及び関係機関等と連携し、虐待を受けて里親への委託、児童養護施設への入所等の措置がとられた子どもに対し、当該措置の解除後に良好な家庭環境で生活し、及び自立することができるよう、必要な支援を行わなければならない。

(子どもへの虐待に関する知識の普及等)

第12条 市は、子どもに対し、虐待に関する知識の普及及び虐待を受けるおそれがあるとき又は虐待を受けたときに相談すべき機関等の周知を行わなければならない。

2 市は、前項の知識の普及及び機関等の周知に当たっては、必要に応じ、関係機関等と連携を図るものとする。

(児童虐待防止推進月間)

第13条 市民等の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。

2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。

3 市は、児童虐待防止推進月間には、関係機関等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(通告の状況等の公表)

第14条 市長は、毎年度、市における通告等の状況及び市が実施する子どもを

虐待から守るための施策の実施状況を公表しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。